（上席審査官及び審査官）

第三百七十四条の二　沖縄地区税関の業務部に、上席審査官六人以内及び審査官五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官）

第三百七十四条の三　沖縄地区税関の業務部に、上席調査官二人以内を置く。

２　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百七十一条第二項各号及び第三百七十三条第二項各号に規定する事務を処理する。

（調査部に置く課等）

第三百七十五条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、調査部に統括調査官二人、統括審理官二人及び特別審理官一人を置く。

（法人課税課の所掌事務）

第三百九十六条　法人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

［号を削る。］

五　［略］

六　［略］

（監督評価官室及び国税企画官）

第四百五条　総務課に、監督評価官室及び国税企画官一人を置く。

［項を削る。］

２　［略］

３　［略］

４　監督評価官は、命を受けて、第二項に規定する事務を処理する。

５　［略］

（国税企画官、デジタル化・業務改革企画官及びデータ活用企画官）

第四百五条の二　企画課に、国税企画官二人、デジタル化・業務改革企画官及びデータ活用企画官それぞれ一人を置く。

２　国税企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案（デジタル化・業務改革企画官及びデータ活用企画官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

３　デジタル化・業務改革企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち業務改革及び高度情報化に係る重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

４　データ活用企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうちデータ活用に係る重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（上席審査官及び審査官）

第三百七十四条の二　沖縄地区税関の業務部に、上席審査官五人以内及び審査官六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官）

第三百七十四条の三　沖縄地区税関の業務部に、上席調査官一人を置く。

２　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百七十一条第二項各号に規定する事務を処理する。

（調査部に置く課等）

第三百七十五条　［同上］

２　前項に掲げる課のほか、調査部に統括調査官一人、統括審理官二人及び特別審理官一人を置く。

（法人課税課の所掌事務）

第三百九十六条　法人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する特定非営利活動法人に係る認定並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。

六　［同上］

七　［同上］

（調整室及び監督評価官室並びに国税企画官）

第四百五条　総務課に、調整室及び監督評価官室並びに国税企画官一人を置く。

２　調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国税庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関すること。

二　国税庁の所掌事務に関する陳情に関すること。

３　調整室に、室長を置く。

４　［同上］

５　［同上］

６　監督評価官は、命を受けて、第四項に規定する事務を処理する。

７　［同上］

（国税企画官）

第四百五条の二　企画課に、国税企画官二人を置く。

２　前項の国税企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

［項を加える。］

［項を加える。］